

12月は「オール東京 滞納STOP強化月間」

特別区民税・都民税(住民税)については、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、納期限を過ぎても納付がない方には、一定期間経過後に督促状や催告書を送付するなどして自主納付を促進しています。それでも納付がない場合には滞納処分を進めています。

都内62区市町村と都では、毎年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、区市町村と都が

連携した広報や催告による納税推進、財産の差し押さえによる滞納処分の実施など、多様な徴収対策を集中して実施します。なお、災害、病気、失業、法人の事業廃止など一定の事由があり、納期限内に納付ができないときは、納税者からの申請により、徴収を猶予する制度もありますので、ご相談ください。

☎(3546)5279

平成31年度 学童クラブ利用児童募集

受付時間など

別表のとおり

対象

区内在住・在学の小学生で、保護者が仕事や病気などのため、放課後家庭で適切な保護育成を受けられない児童

申し込み方法

12月3日(月)～平成31年1月11日(金)(12月24日(休)、年末年始を除く)までに各児童館、子ども家庭支援センター、区役所6階子育て支援課にある利用申請書に必要事項を記入し、直接各児童館へ申し込み。

◎12月23日(祝)は申し込みを受け付けます。

◎申込時に申請内容について聞き取りをします。

利用決定

利用者は選考の上決定し、結果をお知らせします。

なお、募集人数を超える申し込みがあった場合は、区内在住の児童を優先します。

◎子どもの居場所「プレディ」と重複して登録することはできません。

◎利用申請書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

☎各児童館(別表のとおり)

子ども家庭支援センター事業係 ☎(3534)2103

別表

児童館名	募集人数	電話番号	受付時間
公設公営			午前9時～午後4時30分
築地児童館	40人	☎(3544)0127	
浜町児童館	40人	☎(3669)3386	
月島児童館	90人	☎(3533)0885	午前9時～午後7時30分
公設民営			
新川児童館	80人	☎(3553)2084	
堀留町児童館	45人	☎(3661)8937	
佃児童館	90人	☎(3531)7811	
勝どき児童館	100人	☎(3531)3250	
晴海児童館	90人	☎(3534)3021	

(※)運営事業者
新川児童館、佃児童館・・・(株)ポピンズ
堀留町児童館、晴海児童館・・・ライクアカデミー(株)
勝どき児童館・・・(株)グローバルキッズ

ひとり親家庭等医療費助成

対象

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)と、その児童を養育している方・離婚、死亡、遺棄(1年以上)などで父または母がいない
・父または母が法令により1年以上拘禁されている
・父または母がDV防止法による保護命令を受けている
・父または母に重度の障害がある
・婚姻によらないで生まれ、父または母の扶養がない
・父または母が生死不明
◎所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成の範囲

・住民税課税世帯の方
各種健康保険適用の自己負担分の一部
・住民税非課税世帯の方

各種健康保険適用の自己負担分全額

医療証の更新は1月1日です

既に現況届を提出済みで、資格要件に該当する方は、12月中旬に新しい医療証(桃色)をお送りします。

現況届が未提出の方は、12月7日(金)までにご提出ください。現況届の提出がないと、新しい医療証は交付されませんのでご注意ください。

◎現在、所得超過(平成28年中の所得)により助成対象外になっている方で、平成29年中の所得が制限額以内になる場合は、平成31年1月1日から助成対象になりますので申請してください。

◎交通事故など第三者の行為による傷病で医療証を使用したときは、必ず届け出をしてください。

☎子育て支援課子育て支援係 ☎(3546)5350

個人住民税の特別徴収

平成29年度から原則として全ての事業主に、特別徴収義務者の指定を実施しています。

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入する制度です。

特別徴収義務となる事業主

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収の対象となる従業員

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則とし

てアルバイト、パート、役員など全ての従業員が特別徴収の対象です。

普通徴収が認められる場合

次の基準に該当すれば、例外的に普通徴収が認められます。その場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」も併せて提出してください。

- ・総従業員数が2人以下
- ・他の事業所で特別徴収
- ・給与が少なく税額が引けない。
- ・給与の支払いが不定期
- ・事業専従者(個人事業主のみ対象)
- ・休職者、退職者または退職予定者(5月末日まで)

☎(3546)5275

TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(土)～7日(金)

区と区内警察署などが連携して、次の重点項目を掲げてキャンペーンを推進していきます。

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

保護者

子どもの交通事故は、午後2時から6時までの時間帯に多く発生しています。信号を守らせ、車が止まったことなど、周りの安全を確認させましょう。

また、道路への飛び出しや路上で遊ぶことの危険性を教えましょう。

高齢者

平成29年の都内での高齢者交通事故死者数は交通事故死者数全体の約4割を占め、そのうち約7割は歩行者です。歩き慣れた道でも、交通ルールを守って通行しましょう。

高齢ドライバー

体調の優れないときは運転を控えるなど、常に安全運転を心掛けましょう。

また、自動ブレーキなどを備えた先進安全自動車の利用をご検討ください。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許証の自主返納をお考えください。運転経歴証明書を受けるとさまざまな特典が得られます。

自転車の交通事故防止

自転車事故の半数近くは、自転車側にも交通違反がありました。

自転車は「車両」です。交通ルールを守りましょう。

- ・夕暮れでも必ずライトを点灯する。
- ・ヘルメットを着用し、周りの安全をしっかりと確認して運転する。
- ・携帯電話やヘッドホンなどの使用、傘差し運転はしない。
- ・点検整備が行われた安全な自転車を利用する。
- ・自転車事故に備えた保険に加入する。

二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故死者数は全死者数の25%を占めています。致命傷となる部位は頭部が約5割、胸・腹部が約4割です。

胸部プロテクターを着用し、ヘルメットの顎ひもをしっかりと締め自分の体を守るとともに、速度の出し過ぎに注意し、交差点ではしっかりと安全確認をしましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故に直結する悪質な犯罪であり、自転車においても適用となります。

また、車を運転することを知らながら運転者に酒を勧めることや酒を飲んだ人に車両を提供すること、飲酒運転の車両に同乗することも、道路交通法で厳しく罰せられます。

違法駐車対策の推進

違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因です。

交差点やその付近の違法駐車は見通しが悪くなり危険なため絶対にやめましょう。

年末は特に交通量が増えます。あらかじめ外出先の駐車場を確認してから出掛け、短時間の駐車でもパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。

このキャンペーンを通して皆さん一人一人が交通ルールの順守と正しいマナーの実践を励行し、交通事故の防止に努めましょう。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎(3546)5443

中央警察署

☎(5651)0110

久松警察署

☎(3661)0110

築地警察署

☎(3543)0110

月島警察署

☎(3534)0110